

せいかつ こま かと
生活にお困りの方へ

せいかつ ほ ご あんない
生活保護のご案内



みんなで支え合う福祉

そうじゃしほけんふくしぶふくしか
総社市保健福祉部福祉課
そうじゃししゃかいふくしじむしょ
(総社市社会福祉事務所)

せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度は

びょうき え り ゆう しゅうにゅう
病気などのやむを得ない理由で収入がなくなったりしたときに、
けんぽう さだ もと せいかつ こま すべ ひとびと たい
憲法の定めに基づいて、生活に困っている全ての人々に対して、そ
こま じょうきょう おう けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ
の困っておられる状況に際して、健康で文化的な最低限度の生活を
ほしょう いちにち はや じぶんじしん ちから せいかつ て
保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように手
だす もくてき
助けすることを目的としています。

ほ ご う こくみん けんり せいかつ こま
保護を受けることは、国民の権利ですから、生活に困っていると
き は、 いってい ようけん だれ う て き
きは、一定の要件のもとに、誰でも受けることができます。

しんせい う 申請を受けると

すま じょうきょう かくにん かぞく せいかつじょうきょう
お住いの状況の確認や、あなたやご家族の生活状況などをお
き
聞きするため、ご自宅へ訪問します。

あなたからの届け出のほか、ぎんこう せいめいほけんがいしゃ ちょうさ
銀行や生命保険会社などへ調査を
おこな よちよきん せいめいほけん がくしほけん ふく じどうしゃ とち
行います。預貯金・生命保険（学資保険など含む）・自動車・土地
かおく ききんぞく ゆうかしょうけん せたいぜんたい じさん せたい じりつ
家屋・貴金属・有価証券などの世帯全体の資産のうち、世帯の自立
こうか はんだん ほゆう みと
に効果があると判断されるものについては、保有が認められます。

ただし、ほゆう みと ばいきゃく せいかつひ
ただし、保有が認められないものについては、売却して生活費に
あ
充てていただきます。

しんぞく えんじょ かのうせい しょうかい
ご親族に対して、援助の可能性について照会を行います。DVや
ぎゃくたい とくべつ じじょう ばあい はいりょ そうだん
虐待などの特別な事情がある場合は配慮しますので、ご相談くだ
さい。

ほご しゅるい 保護の種類

ほごには、つぎの種類の扶助があります。

- 生活扶助 … 衣食・光熱水費など日常生活に必要な費用
- 住宅扶助 … 家賃・地代などの費用
- 教育扶助 … 義務教育に必要な学用品・給食などの費用
- 医療扶助 … 診察・入院などの費用
- 介護扶助 … 介護サービスを受ける費用
- 生業扶助 … 手に職をつけたり、仕事に就くための費用
高等学校就学費用
- 出産扶助 … 出産の費用
- 葬祭扶助 … 生活保護受給者が葬儀を行うときの費用

- その他一時扶助 … おむつ代・移送費（通院費用）など、
状況により扶助の対象となるものもあります。

ほご ひ き かた 保護費の決め方

保護費は、厚生労働大臣が定める生活保護基準に基づいて、世帯を単位として年齢・家族構成・健康状態など、その世帯に応じて計算された最低生活費とその世帯の全ての収入とを比べて決められます。

れいず
(例図)

収入のない世帯

収入のある世帯

最低生活費			
生活費	住宅費	教育費	医療費
保護費			
収入	保護費		
収入	保護費		
収入		保護費	
収入		保護費	

保護を受けられます。

医療費のみ

保護は受けられません

ほごう 保護を受けると

はたら 働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて
収入を得る努力をしてください。病気などで働くことが難し
い方は、医師の指示に従って、治療に専念してください。
自分の体調や生活習慣を定期的に見直し健康な生活を維持で
きるよう努めてください。
収入、支出の生計の状況を適切に把握するとともに支出の
節約を図り、生活の維持向上に努めてください。

しんせい てつづ 申請の手続きは

ほご しんせい 保護は申請によって行われます。生活にお困りの方は、生活福祉
係にご相談ください。なお、病気などでやむをえずお越しいただけ
ない場合には、親族の方にお越しいただくか、ご連絡をいただけれ
ば担当員がご相談に応じます。

そうだん と あ ○ご相談やお問い合わせは○

そうじゃしちゅうおういちちようめ1ばん1ごう
総社市中央一丁目1番1号

そうじゃしほけんふくしふくしか せいかつふくしかかり
総社市保健福祉部福祉課 生活福祉係

でんわ
電話 92-8266

fukushi@city.soja.okayama.jp

まどぐち ばん
窓口⑪番

たんとう
担当ケースワーカー _____